

## 「部員不足に伴う複数校合同チーム参加（ガイドライン）について」

東京私立高等学校バレーボール連盟

### 1. 本ガイドラインの趣旨

合同チームは、「部員不足」により単独校による大会参加を見合わせているチームに出場の機会を与えるためのもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

### 2. 合同チームの構成

- 1) 合同チーム構成条件としては、一般財団法人東京私立中学高等学校協会会員校のチーム同士であることとする。
- 2) 部員とは、東京私立中学高等学校バレーボール大会に参加可能な選手を指し、マネージャー等は除く。
- 3) 部員不足とは、単一の学校で部員が5人以下であることを指す。
- 4) 合同チームを構成する学校数は制限しない。ただし、本大会にエントリーできる人数は14名以下とする。※本大会とは、東京私立中学高等学校バレーボール大会を指す。
- 5) 監督・選手・マネージャーのエントリー人数は単独チームと同一とする。
- 6) 引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。

### 3. 編成期間

- 1) 合同チームの編成期間は、大会申込み時からその大会の終了までとする。
- 2) 合同チームの編成は、大会期間中で変更することはできない。

### 4. チーム名

- 1) 原則として、合同チームを構成する校名の連記とする。

### 5. ユニフォーム

- 1) ユニフォームは、統一することが望ましい。
- 2) 合同チームを構成する各校別々のユニフォームを着用する場合には、背番号の重複を避け、リバロプレーヤーはリバロゼッケンを着用する。

### 6. 合同チーム編成の特例

- 1) 合同チームを構成しているチームのうちいずれかのチームが部員不足を解消した場合、部員不足が解消されていない構成チームは出場機会を失する可能性がある。こうしたチームの出場機会を確保するため、次の条件で合同チームを継続することを認めることがある。
  - ア. 部員不足が解消していないチームが他の部員不足のチームと合同チームを組むことが地理的な条件などにより難しいと判断される場合。
  - イ. 合同チームを構成するチームは、前年度に合同チームとして本大会に参加実績のあるチーム同士であること。
  - ウ. その他、合理的と判断される理由がある場合。ただし、1の趣旨に反しないこと。
- 2) この特例をうける場合には、当該校の校長名により主管団体である東京私立高等学校バレーボール連盟事務局に申請するものとする。
- 3) 特例適用の可否は、申請を受理した東京私立高等学校バレーボール連盟会長が承認する。